

八王子市分別収集計画

令和 7 年(2025 年)7 月

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄は、生活様式や事業活動の多様化、利便性の向上に貢献した一方、天然資源の枯渇や地球温暖化、プラスチックごみによる海洋汚染など、貴重な自然環境への大きな問題を引き起こしている。これらの問題、特に大量廃棄されるごみに対処するため、本市では清掃施設の整備を進めるとともに、市民、事業者と協働し、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進に取り組んでいる。更に、限りある資源を効率的に循環させることにより、廃棄されるものを最小限に抑え、環境への負荷ができる限り低減される社会をめざし、環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会を構築するため、様々な事業を展開しているところである。

本市では、平成 16 年(2004 年)10 月からごみ収集の有料化を開始するとともに、資源物の対象品目を拡大した。これにより、市民の環境に関する意識が高まり、ごみ量の減少と資源物回収量の増加など、一定の成果を得ることができた。平成 22 年(2010 年)10 月にはプラスチック資源化センターの稼働に合わせて、プラスチックの対象を全ての容器包装プラスチックへ拡大するとともに回収頻度を増やした。更に、資源物についても戸別収集を実施することにより排出者責任の明確化を図り、資源物として排出しやすい環境を整えることで、市民の分別意欲を高め資源化を推進している。こうした取組の成果により、平成 30 年度(2018 年度)に埋立処分量ゼロを達成することができた。

また、令和 3 年(2021 年)8 月には企業との「地域活性化に関する包括連携協定」の一環として、市内の一部店舗にてペットボトルの店頭回収を開始、令和 5 年(2023 年)10 月からは、家庭から収集したペットボトルを企業に引渡し、回収した全量のボトル to ボトルを実現する等、企業との連携による水平リサイクルの推進に取り組んでいる。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第 8 条に基づいて、一般廃棄物において大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における 3R の推進を目的として、市民・事業者・市それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的な方向を以下に示す。

- (1) 市民・事業者・市の協働した取組を推進し、さらなるごみの減量・資源化を図る。また、全市的にごみ問題に関する意識を底上げし、分別の徹底を図るため、環境教育・人材育成に注力した取組を推進する。
- (2) 事業者に対しても事業者向け 3R 講習会の開催や訪問指導などを通じて、3R や分別徹底の意識向上を図る。
- (3) 3R に取り組み、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築をめざす。
- (4) 排出されたごみ・資源物を安定的かつ効率的に処理・資源化するために、中長期的な視点から処理施設の整備・検討を進めていき、安定・継続的なごみ・資源物処理体制を確立する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年(2026 年)4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度(2028 年度)に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第 1 号)

(単位:t)

	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
容器包装排出量	28,769	28,771	28,616	28,542	28,465

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民、事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1)市民、事業者に対する発生抑制・適正排出・分別の促進

家庭から排出される容器包装廃棄物の排出を抑制するため、町会・自治会やリサイクル推進員など地域との協働により、発生抑制・適正な排出・分別に関する啓発・情報提供を実施する。事業者については、自主的に事業者が排出抑制に取り組めるような啓発や、適正な排出・分別に向けた訪問指導を充実する。また、主に大規模事業所に対して、事業者向け 3R 講習会の開催やガイドブックを配布することにより、発生抑制をはじめとした 3R の取組の推進を促していく。

(2)環境教育の充実と、市民への環境学習の推進

ごみ問題に関する知識の習得や意識向上を図るため、社会科副読本を活用した小学校での環境教育や市民の環境学習、出前講座、施設見学会などを活用し、情報発信・普及啓発に積極的に取り組む。また、ポイ捨てや不法投棄を未然に防ぐため、「みんなの町・みんなの川と町の清掃デー」などの取組を通じて、市民や事業者の環境美化に対する意識の向上を図る。

(3)プラスチックごみの削減

図書館での展示イベントにてプラスチックごみ問題やマイバッグ・マイボトルの利用促進についての啓発を行うほか、社会科副読本への掲載により、プラスチックごみ削減の啓発に取り組む。

(4)事業者の販売段階等における 3R の推進

事業者の「過剰包装をしない」「ばら売りをする」といった活動を推進し、販売段階等における発生抑制に取り組む。また、資源物の自主回収を働きかけていくなど、資源物の再使用・再生利用を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が活用できる収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位:t)

	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
主としてスチール製の容器	520	520	517	516	514
主としてアルミ製の容器	726	726	722	720	718
無色のガラス製の容器	1577	1577	1569	1565	1560
	引渡数量 1577 独自処理数量 0	引渡数量 1577 独自処理数量 0	引渡数量 1569 独自処理数量 0	引渡数量 1565 独自処理数量 0	引渡数量 1560 独自処理数量 0
茶色のガラス製容器	792	792	788	785	783
	引渡数量 792 独自処理数量 0	引渡数量 792 独自処理数量 0	引渡数量 788 独自処理数量 0	引渡数量 785 独自処理数量 0	引渡数量 783 独自処理数量 0
その他のガラス製容器	1005	1005	999	997	995
	引渡数量 848 独自処理数量 157	引渡数量 848 独自処理数量 157	引渡数量 843 独自処理数量 156	引渡数量 841 独自処理数量 156	引渡数量 839 独自処理数量 156
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	216	216	215	214	214
	引渡数量 0 独自処理数量 216	引渡数量 0 独自処理数量 216	引渡数量 0 独自処理数量 215	引渡数量 0 独自処理数量 214	引渡数量 0 独自処理数量 214
主として段ボール製の容器	5286	5287	5258	5244	5231
	引渡数量 0 独自処理数量 5286	引渡数量 0 独自処理数量 5287	引渡数量 0 独自処理数量 5258	引渡数量 0 独自処理数量 5244	引渡数量 0 独自処理数量 5231
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	2075	2075	2064	2059	2053
	引渡数量 0 独自処理数量 2075	引渡数量 0 独自処理数量 2075	引渡数量 0 独自処理数量 2064	引渡数量 0 独自処理数量 2059	引渡数量 0 独自処理数量 2053
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	5331	5331	5303	5289	5275
	引渡数量 5331 独自処理数量 0	引渡数量 5331 独自処理数量 0	引渡数量 5303 独自処理数量 0	引渡数量 5289 独自処理数量 0	引渡数量 5275 独自処理数量 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法

・直近年度の品目ごとの原単位に、人口見込と年間日数から算定する。

収集見込量＝直近年度の品目ごとの原単位×人口見込×年間日数÷1,000,000

・人口変動率は、令和6年(2024年)3月に策定した「八王子市ごみ処理基本計画『循環型都市八王子プラン』」で推計した人口を採用し、次のとおり設定した。

【第11期】		計画期間				
		基準年				
	令和6年度 (2024年度) (令和6年9月末)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
総人口	559,809人	558,482人	557,020人	555,558人	554,096人	552,634人
令和6年度 (2024年度) 人口比	100%	99.76%	99.50%	99.24%	98.98%	98.72%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器 アルミ製容器	缶	委託業者による定期収集	委託業者
ガラス製容器	びん	委託業者による定期収集	委託業者
紙製の飲料用容器	紙パック	委託業者による定期収集	委託業者
段ボール製容器	ダンボール	委託業者による定期収集	委託業者
ポリエチレンテレフタレート (PET)製容器	ペットボトル	委託業者による定期収集	市
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	市による定期収集	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶・びん・紙パック・ダンボールについては、民間施設を活用する。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	折畳式網状容器、 プラスチックコンテナ または家庭で用意した容器	パッカー車	民間施設 (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	プラスチックコンテナ または家庭で用意した容器	深ボディ車	民間施設 (選別・保管)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
紙製の飲料用容器	紙パック	縛る	パッカー車	民間施設 (選別・圧縮・保管)
段ボール	ダンボール	縛る	パッカー車	民間施設 (選別・圧縮・保管)
ペットボトル	ペットボトル	容器または袋	パッカー車	ペットボトル減容施設 (選別・圧縮・保管)
その他のプラスチック製 容器包装	容器包装 プラスチック	容器または袋	パッカー車	プラスチック減容施設 (選別・圧縮・保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民・事業者の分別意識をさらに高め、容器包装廃棄物の排出抑制や不適物の混入防止に向けた啓発を実施することで、資源化率の向上を図る。
- (2) 令和6年(2024 年)3 月に策定された「八王子市ごみ処理基本計画『循環型都市八王子プラン』」に基づき、市民・事業者・市が各々の役割を果たしながら、ごみの発生抑制、資源物回収量の拡大による更なるごみの減量に取り組む。
- (3) 市民団体による集団回収活動に対する補助金交付制度を継続するとともに、参加団体数や回収量の増加に向けた取組を引き続き推進する。